



人はみな、  
生かされて  
生きていく。

# 更生保護 保護司だより

朝霞地区保護司会（朝霞支部・志木支部・和光支部・新座支部）

第2号

平成27年5月1日  
発行



チョウショウインハタザクラ（長勝院旗桜）

志木市柏町3丁目の長勝院跡にある桜の古木で、志木市の文化財に指定されている世界に一つだけの新種とされています。

去る三月二十日、更生保護サポートセンター運営協議会が、法務省で開催され出席してきました。全国から一〇一地区の新たなサポートセンター設置予定の会長等が、諸課題について協議する場でした。埼玉県から、さいたま大宮、川越、所沢、朝霞、春日部、久喜幸手、蕨戸田の七地区が参加しました。

朝霞地区保護司会が、安心・安全な明るい地域づくりに貢献しながら、保護観察対象者との面接場所と地域における保護司活動の拠点となるサポートセンターを今年末までに設置



朝霞地区保護司会 会長 荒川淳一

## 平成27年度に向けて

したいと思います。

また、平成二十七年六月より保護観察の「特別遵守事項」に、社会貢献活動が新たに加わります。当保護司会では、二月十九日に活動場所に指定された新座市堀ノ内の介護老人福祉施設、殿山亀寿苑にて、第1回を実施しました。本格実施に向けて活動場所が足りない場合、各市駅周辺の清掃を考えております。

本年度も新事業を加え、保護司の皆様、関係各位のご協力を頂きながら、事業を推進してまいりますのでよろしくお願い致します。



## 地域に根ざした更生保護活動

さいたま保護観察所長 笹井啓二

朝霞地区保護司会の皆様並びに関係機関・団体の皆様には、日ごろより更生保護事業に御尽力御協力をいただきありがとうございますこと改めてお礼申し上げます。

さて、地域における更生保護の活動拠点として、各地域で更生保護サポートセンターの開設が進んでおり、現時点で県内に六か所のサポートセンターが開設・運営されています。当朝霞地区におきましても保護司の皆様が開設に向けた準備を進めていると聞いています。同センター

1では、保護司相互の情報意見交換の場として、関係機関団体との連携の場として、また、保護観察対象者との面接の場としてなど、設置地区の実情に合わせて、様々な活用が図られています。

観察所としてもその開設運営にできる限り協力してまいりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願い致します。同センターの開設も含め地区保護司会の活動が一步一歩確実に前進し、地域に根ざした形で展開されますことを期待します。

### 保護観察の処遇にあたり

さいたま保護観察所  
主任官 石川 正志



平成二十六年四月に千葉から転任となり、朝霞地区の主任官として担当させていただいておりますが、保護司の先生方におかれましては、保護観察対象者の処遇をはじめとしまして、種々の保護司活動に多大なるご協力を賜り心から感謝を申し上げます。同時に朝霞市、志木市、和光市、新座市の各自治体の関係者の方々におかれましてもご支援、ご協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。私は平成二十七年度も引き続き担当させていただくことになりました。

また、既に当地区所在の老人福祉施設「殿山亀寿苑」におきまして先行実施されております社会貢献活動が、平成二十七年から本格的に実施され、更に更生保護サポートセンターの開設が予定されるなど新たな施策や活動が加わることになり、皆様方には更なるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

この一年間当地区を担当しましたの印象は、板橋区や練馬区に隣接している関係で、同区内から転入したり、転居していくケースが多いように感じられました。生活圏が共通し、共犯関係になっているケースも見受けられました。

犯罪非行傾向として感じることは、非行グループ、暴力団組織のケースがほとんどなく、単独犯で比較的三号観察の比率が高く、一、四号観察が少ないことです。犯罪は覚せい剤、性犯罪ケースが多く、したがって処遇プログラム件数も他地区より多いように感じます。また、再犯再非行は比較的少なく推移し、それらは転入者によるものが比較的多かったように思います。犯罪者は社会の中で忌み嫌われる最たるものと言っても過言ではありません。もちろん犯罪は犯罪者自身の問題ではありますが、少なからず処遇者の手助けにより善導し、改善更生、自立が図れ得る可能性もあると思います。現実には処遇困難と感じられるケースが少なくないと思われませんが、彼らの善性を信じ、同じ人として慈愛の心を持って粘り強く処遇していただきますようお願いいたします。保護司の皆様方の役割と使命は崇高なものであり、今後ともお力添えをお願いいたします。

### 一号観察について

和光支部 加山 茂夫

私の今まで扱った事例で一号観察は七〇八割を占めるのではないかと思います。特に注意して面接した点は、まだ人間として未発達な部分が多いので、その人その人に合った会話や指導を心掛けるようにしています。

又、なるべく対象者の話しを聞いてあげて、どこに問題があるのか注意して見つけ出すよう心掛けています。未成年の場合、もともと悪い人間は滅多にいないので、月二回の来訪を必ず守るようにして、なるべく早い解除に向けて指導していきたいです。

対象者の中にはあまり手を煩わせる事なくいく人と、何でこんなに親身になっていのに心が通じない時は自分なりに考え込んでわからなくなってしまう事もありますが、辛抱してやるしかないと思分に言い聞かせます。

結果無事に保護観察が終了した時には達成した喜びを感じ、リセットして次の事例に取り組みたいと思います。



### 二号から三号にそして更生

新座支部 山崎 正明

少年Aは母親と二人暮らしで、非行が重なり少年院送致となりました。Aは十七歳で少年院を仮退院し、私の二号観察対象者で非行度の進んだB処遇の者でした。三カ月程は真面目に来訪したがその後にはズボラが目立つようになり、来訪を促す電話も居留守を使うようになった。

しかし主任官面接には真面目で、二十歳になり対象が解除になりました。ところがAは二十二歳で罪を犯し少年刑務所で、三年六月の懲役です。また私が担当となり、観察所の依頼で母親に出身後の身元受け入れ確認を行ったが拒否されました。近在の祖母を訪ね承諾を強くお願いし母親を説得、Aの親として理解を示されました。出所後は三号観察として担当しました。何度か面接を続けている内に真剣に更生の道を歩んでいるとわかりました。仕事も当初は、後輩にバイトを紹介させる等の態度でしたが、次第に社会環境を受け止め、自ら仕事を探し自立心を高める変化が現れたのです。その頃満期になり私から離れ、今は社会人として健全に生活している様です。

研修部会報告

副部長 松山さと子
研修部会では左記のように研修を行っています。

●朝霞地区保護司会新任研修会

平成26年7月9日(水)
出席者 新任保護司十名
保護司十六名

【一部 ロールプレイング】

初回面接のロールプレイング
少年が保護司をどのように受け止めたか、又、保護司は少年をどのように指導していくのか、初回面接がいかに重要かを感じたロールプレイングでした。

【2部 保護司の活動】

さいたま保護観察所
統括保護観察官 三須強志氏
ビデオを通し面接のあり方、保護司の活動状況等、来訪のできな少年への対応、親・友達・近隣との情報が必要であると感じました。
●朝霞地区保護司会更生保護女性合同研修会

平成26年11月13日(木)
出席者 保護司五十名
女性会四十八名
講師 角谷俊夫氏
テーマ「学びと感動が人を変え、扉の中の中学校 桐分校」

桐分校は松本市立旭町中学校「桐分校」です。全国で唯一の刑務所内にある中学校です。色々な事情から義務教育を受けられなかった受刑者の最後の救済場所です。
彼らは卒業証書をしつかりと胸に抱え、退院していきます。これからは保護司の先生の元に來ます。更生の道は厳しい事が多々あるかと思ひます。親・近隣・女性会・BBS会などの協力を得て活動し、一人の大人として、社会人として世に送り出したいものです。

犯罪予防活動部会報告

部会長 山口 六男

部会では地域犯罪予防・社会資源開拓推進・社会を明るくする運動・薬物乱用防止・学校との連携などの活動を主としております。

朝霞地区保護司会では、全国で毎年七月に行う「社会を明るくする運動」に参加しております。

犯罪防止・薬物乱用の恐ろしさを市民の皆様のご協力とご理解を得るために、保護司会が作成した啓蒙チラシなどを朝霞地区更生保護女性会の協力を頂き啓発活動を実施しております。

各支部でも青少年育成会議・更生保護女性会・民生委員等の会合に出

席し危険ドラッグや覚せい剤防止のお話をしております。

朝霞保健所の依頼で保護司の薬物乱用防止指導員が四市の学校で覚せい剤・危険ドラッグが体に与える影響等を講演しております。

市などで行う行事(市民まつり・商工まつり・福祉フェスティバル・お祭り等)に積極的に参加し犯罪予防、薬物乱用防止の啓発に努めています。

さらに厚生労働省主催で朝霞保健所が主となり、毎年六月に「ダメ。ゼッタイ。」キャンペーンを開催(北朝霞駅前)部会の会員も参加し薬物乱用防止の啓発活動を行っていただきます。

社会貢献活動を新座市内の老人介護施設で対象者と一緒に清掃・介助補助等を行っております。

部会では会合やイベントに参加し、朝霞地区から犯罪者を出さない犯罪に巻き込まれないよう啓発活動を通じて防止に努めてまいります。

協力組織部会報告

部会長 木田 亮

朝霞地区保護司会に三つの部会が設置され、平成二十六年度は支部定例会と調整をし、手探り状態で部会活動を進めてきた。

協力組織部会は、協力事業主の登録、更生保護女性会及びBBS会との協力と組織の充実に向け、事業の推進を図ることを目的に進められた。二十六年度は、新座二社、志木四社、和光市一社が登録された。今後は以前登録されていた事業所に協力をお願いし、組織拡大に努めたい。

更生保護女性会及びBBS会につきましては、部会の研修会を開催し、さいたま保護観察所担当者及び埼玉BBS会会長をお招きし、それぞれの会の現状をお聞きしたが、保護司会とどのような連携が取れるか、具体的な問題解決には至らなかった。

今後の課題として、協力事業主については、以前登録をされていた事業主の皆様新たに説明し、拡大に努めてまいりたい。更生保護女性会との事業の推進については、更生の役員の皆様と協議し進めてまいりたい。BBS会につきましては、埼玉県会長から現在の会員の動向を聞く中で、直ちに組織化を図るのは難しいと思われるが、朝霞地区内にある大学やBBS会OBの皆さんにも声をかけ、支援や協力を求めて、組織化に向け部会として取り組んでいきたい。



## 朝霞支部

副支部長

石原和紀

川崎で起きた少年達による凶悪で残酷すぎる殺人事件、なぜ防げなかったのか。二度とこのようなことを起こさせないためにも、何か出来ることがあるはず。人の目・地域の目です。私たちの小さな変化も見落とさない、そういう大人達が必要ではないでしょうか。

朝霞支部では以前から学校と連携を取りながら、朝の「あいさつ運動」を実施しております。中学校の正門前に緑色のベストを着用した保護司と民生



早朝より中学生登校前後の防犯パトロールにて



朝霞駅周辺を二班に分かれて防犯パトロール

委員・教職員の皆さんと並んで登校してくる生徒達一人一人に「おはようございます」と声掛けをしています。生徒達を見てみると、以前荒れていた頃の中学生とは全く異なり、落ち着いた感じを受けます。

この他にも対象者の更生の手助けのみならず、朝霞支部独自で駅前商店街をパトロールしたり、保護司を含む地域の団体の長との情報交換、春休み・夏休み中に校区内の公園・繁華街・コンビニ等を防犯パトロールをしています。

また、個人的に各自治会の防犯活動に積極的に参加をして、いじめ・非行・犯罪の無い、より良い学校・地域づくりに貢献しています。



## 志木支部

副支部長

柴崎英雄

志木支部会の活動について報告させていただきます。

年四回の支部会では、担当の保護司が事例を発表し、そのことについて全員で問題点があれば解決策を見つけていく、というような事をやっております。何年保護司をやっても、いつも同じような事例ではなく、対象者もそれぞれです。

このような事から、我々にとって支部研修は大変勉強になり、保護司活動において役に立っているところです。

また十二月には、県外研修(二年に一回は一泊)をやっています。内容は刑務所・少年院視察だけでなく、バスの中で意見交換を積極的にやっております。親睦という意味においても、普段はなかなか腹を割って活動に対する悩み等を話す機会が少ない私たちにあって、これからも継続していければと思っております。

七月に行われている社明大会での駅頭における啓発運動のほか、志木においては同じ七月の敷島神社祭礼での防犯キャンペーン、十月に開催される市民まつりの時行われる防犯キャンペーンを他の団体の方達とやっています。今後も一人一人が保護司という自覚を持って活動していきたいと思えます。



社会を明るくする運動



志木市青少年育成市民会議に参加して

# 四市の支部活動



夕刻六時過ぎより自主研修会風景

社会を明るくする運動に市内の中・高生と共に



## 和光支部

副支部長

本橋良吾

和光支部では、十二名が保護司として委嘱を受けております。自主研修会では、発表者を順番で決め、担当保護司が扱った事例について発表し、自分などの様な対応を行ったか発表をし、対応や課題に対して、他の保護司からの質疑応答、アドバイスや意見交換を行い、知識の向上をはかり、対象者に対し、より適切な指導が行えるよう、全員が一体となって勤めております。

七月には社会を明るくする運動の一

環で和光市駅前更生保護女性会と一緒に、啓発品の配布を行い、犯罪や非行の抑制や立ち直りを支えていく地域づくりのPR活動を実施いたしております。その際には、和光市長にも協力をさせていただきました。

また市内中学校長との懇談会も毎年実施しており、中学校内外での問題や生徒指導の状況等の意見交換をさせていただくことにより、時代の変化に伴う傾向を掴むことができ、保護司活動を円滑に進めることにご協力をいただいております。

地域では和光市自治会連合会や和光市地域子ども防犯ネットと協力し防犯パトロールにも参加しております。



## 新座支部

副支部長

大島光次

新座支部は常に犯罪防止抑制と犯罪者等の更生及び会員相互の能力向上研鑽等に努めています。

市民の呼び掛けは、先ず四月一七日の平林寺の半僧坊祭りです。平林寺の通りは二百軒に及ぶ出店が参拝者を楽しませ、地元中学生のブラスバンドや大名(川越城主松平信綱)行列、さらに住職や僧達三十人程に続いて御稚児さんの行列で大変な賑わいです。夏は福祉フェスティバル・秋には商工会祭りや社会を明るくする運動等の行事に参画



犯罪予防、啓発活動に務める支部の面々と

真夏の中、社会を明るくする運動で啓発物の配布



し、訪れる市民の皆さんに新座保護司会で独自に作成した啓発チラシ等を手渡して、犯罪予防・非行防止・薬物撲滅等の啓発活動をしています。更に保護司会は隔月毎に会議と研修を行い保護司の抱えている問題を検討しています。また最近問題となっている危険ドラッグについて警察官による研修で対策と情報の共有を図り、更生保護の対象者に適切な指導に努めています。

また新座支部の県外研修は今回矯正施設ではなく更生保護施設で伝統ある静岡県勸善会を二月訪問し実情把握や社会復帰の困難性等を実感しました。保護司会新座支部は、今後も保護司三十人が研さんを積み団結して、市民の安全安心に尽力してまいります。

● 退任して一年

磯崎 誠

昨年五月に保護司の任務を終え、一年が経ちました。振り返れば数多くの対象者を担当し、多くの同志皆様と知り合い、ご支援・ご協力賜り保護司活動を全う出来たことに心より感謝とお礼申し上げます。

例えば拝命時若年四十歳でした。新任保護司研修は観察所、他地区会長宅で研修指導を受けたことを思い出します。数ヶ月後観察所から担当通知が届き、少年成人二名の対象者でした。充分習得できぬままの面接、しかも自分より一人は年齢が上と、初めての対応に余計な神経が邪魔をし、苦渋の思いでした。今でも鮮明に記憶に残っています。

時代の変遷と社会の多様な変化、青少年の意識変化は私たちの推測以上に上回るものであります。電子メールやインターネットによる犯罪及び利那的な凶悪事件の発生・増加に対し、これらに対応出来る心得がなければならぬでしょうが、しかしどんなに技術が進歩しようとも最もオーソドックスな愛情のこもった往来訪による面接が重要なポイントになることは間違いありません。

● 保護司活動に携わって

伊藤 輝子

何の心の準備もなくお引き受けた保護司という重い職務がはたして自分に努められるのかと不安の毎日でした。しかし、私はこうした不安を毎月行われていた四市合同の研修会で学びました。ケイ又研修、グループごとによる話し合い等を通じ、先輩の保護司の方々より多くのご助言を頂き少しずつ自信を持てるようになりました。

退任者思いで

又各市ごとに研修会を行っており、朝霞支部では夜六時から始まり、仕事を終えた方も多数出席して、活発な意見交換がなされ、保護司にとって唯一安心して打ち解ける場になっています。

保護司活動の大きな柱として「社明大会」がありました。七月の行事は社会を明るくする運動月間に行う行事は、保護司会としては最大のイベントです。各市とも創意工夫をこらして多くの人に参加して頂けるよう頑張ってきました。近年は駅頭等で更生保護女性会の方々と一緒に犯罪予防の啓発に努めています。私も拝命以来三十二年間務めました。地道な活動ですが、これからも頑張っていって欲しいと思います。

● 保護観察の対象は五種類に分けられる(概要)

- 一号観察 法により保護処分を受けた者で、本人が二十歳に達するまでである。但し、本人が二十歳に達するまでの期間が二年に足りない時は、その者の保護観察期間は二年である。
- 二号観察 少年院から仮退院を許されている者で、原則として本人が二十歳に達するまでである。但し、既に一号観察を受けている者に対しては、法により保護観察は二十歳を越えてなされることもあり得る。
- 三号観察 仮出獄を許されている者で、本人が成人であるか、少年法の適用を受けた者であるかによって、大いに異なっている。定期刑の場合は残刑期間、無期刑の場合は、少年については十年間であるが、成人の場合は恩赦による減刑が無い限り終身である。
- 四号観察 法により保護観察に付された者で、執行猶予に期間である。但し、恩赦による減刑により猶予期間が短縮された場合は、その短縮された期間だけ保護観察をする。
- 五号観察 婦人補導院から仮退院を許されている者で、補導処分の残期間である。

新任保護司の紹介

- ・朝霞支部 村山隆之 保護司 (平成26年12月1日付)
  - ・和光支部 深野悟 保護司 (平成26年12月1日付)
  - ・新座支部 今村秀信 保護司 (平成26年12月1日付)
- 受賞者の報告(法務大臣以上)  
平成二十六年秋の藍綬褒章  
荒川淳一 会長  
清水栄一 保護司  
法務大臣

● 平成27年度 朝霞地区保護司会事業計画

4月	・8日 役員会及び保護司会会計監査 ・8日 定例会及び全体研修会 ・28日 定期駐在	10月	・14日 定例会及び全体研修会 ・23日 第3ブロック連絡協議会研修会(朝霞地区) ・27日 定期駐在
5月	・13日 総会及び研修会、各専門部会 ・26日 定期駐在 ・第3ブロック連絡協議会理事会(所沢地区)	11月	・13日 第62回埼玉県更生保護大会(さいたま市民会館おおみや) 第3ブロックが担当 ・4支部自主研修会 ・朝霞地区更生保護女性会との研修会 ・24日 定期駐在
6月	・17日~18日 県外視察研修 ・24日 定期駐在 ・26日 第3ブロック連絡協議会総会・研修会	12月	・9日 定例会及び全体研修会 ・22日 定期駐在
7月	・4支部自主研修会 ・新任保護司研修会 ・15日 社会を明るくする運動(駅前等街頭啓発) ・28日 定期駐在	1月	・13日 新年会 ・26日 定期駐在
8月	・5日 定例会及び全体研修会 ・25日 定期駐在	2月	・10日 定例会及び全体研修会 ・23日 定期駐在
9月	・4支部自主研修会 ・24日 定期駐在	3月	・4日 第3ブロック連絡協議会理事会(朝霞地区) ・4支部自主研修会 ・24日 定期駐在

編集後記

「保護司だより」第二号をお届けします。保護観察中の人たちが、地域社会の中で生活するにあつて、公共の場での清掃や介護補助のお手伝い等、体験活動を通じて、社会のルールを守る意識を育てています。ご支援をお願いします。

- 発行・編集者
- 部会長 佐藤秀弘
  - 副部会長 高橋千里・清水栄一
  - 朝霞地区保護司会総務部会長 加山茂夫・大畠光次
  - 朝霞市福祉課事務局